

# 公共事業の事業評価書

(林野公共事業の期中の評価)

平成 2 1 年 3 月

**農林水産省**

### 1 政策評価の対象とした政策

直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業実施地区を対象として事業評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	直轄地すべり防止事業	1
小 計		1
補 助 事 業	民有林補助治山事業	5
小 計		5
計		6

### 2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

評価の実施に当たっては、林野庁及び森林管理局に設置している学識経験者で構成する第三者委員会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

#### 1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、東北森林管理局において実施した。（「直轄事業評価担当部局一覧表」別添1）
- ② 補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータを等をもとに、林野庁森林整備部治山課において実施した。

#### 2 評価実施期間

平成20年4月から平成21年3月まで

（直轄事業の1地区については、平成20年6月14日に発生した平成20年岩手・宮城内陸地震により新たに大規模な地すべりが発生したことから、事業計画の見直しのための調査を行う必要が生じたため、平成20年8月に予定していた評価の実施時期を延期していたものである。）

### 3 政策評価の観点

本評価においては、地元の意向を聴取するとともに、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等について評価を行うとともに、これらに基づき必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に行った。

### 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等の評価項目を点検することにより、総合的かつ客観的に把握し、事業の実施方針に反映させた。

評価の結果については、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

## 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 直轄事業については、平成21年3月に東北森林管理局において、学識経験者で構成する第三者委員会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

評価実施地区についての第三者委員会の意見は、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

2 補助事業については、平成21年3月に林野庁において、学識経験者で構成する農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりである。

・期中の評価実施地区について、いずれも「継続」との実施方針は、妥当である。

3 東北森林管理局に設置している第三者委員会及び農林水産省政策評価会林野庁専門部会の委員構成は、「第三者委員会名簿」（別添3）のとおりである。

## 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」（別添2）であり、林野庁ホームページで公表することとしている。なお、その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」（別添4）のとおりである。

### 1 直轄事業

東北森林管理局に設置している第三者委員会における資料等については、東北森林管理局ホームページで公表することとしている。（<http://www.rinya.maff.go.jp/new/kanrikyoku.html>）

### 2 補助事業

農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料等については、林野庁ホームページで公表することとしている。（<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/index.html>）

## 7 政策評価の結果

直轄事業については、対象となる1地区の評価を実施したところ、事業計画の変更を行うこととなった。

補助事業については、対象となる5地区の評価を実施したところ、すべての地区で引き続き現計画で事業を推進することとなった。

各事業実施地区ごとの評価結果は、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。